

平成29年11月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目 次

I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 債務負担行為	1
2 その他の議案等	2
(1) 条例案	2
(2) 指定管理者の指定について	4

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 債務負担行為

一般会計

追加

(単位：千円)

課名	事項	期間	限度額	左の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
とくしまゼロ作戦課	徳島県立西部防災館の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成32年度	92,308			8,749	83,559

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例（とくしまゼロ作戦課）

(ア) 改正の理由

震災から県民の生命及び財産を守るためには建築物の耐震性及び安全性の確保が重要であることに鑑み、建築物の耐震診断及び耐震改修その他の対策の一層の促進を図り、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。

(イ) 改正の概要

- a 震災対策は、減災に加え、事前防災を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、被災後の速やかな復興に加え、県民生活及び県民経済を守ることを目指して実施されなければならないこととした。
- b 県は、建築物の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するためには建築物の耐震診断及び耐震改修その他の措置が講じられることが特に重要であることに鑑み、市町村と連携して、その促進に必要な措置を講ずるものとする事とした。
- c 県は、市町村その他の関係者と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修が円滑に行われるよう、耐震診断及び耐震改修の業務を行う者の育成及び確保を図るものとする事とした。

(ウ) 施行期日

公布の日

イ 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

（ア）改正の理由

食品表示の適正化の一層の推進を図るため、仕入関係資料等の適正な備付け、記載又は保存を行わなかった食品関連事業者等に対する罰則を定める等の必要がある。

（イ）改正の概要

- a 食品関連事業者又は飲食店営業者が仕入関係資料等を備え付けず、仕入関係資料等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は仕入関係資料等を保存しなかったときは、20万円以下の罰金に処することとした。
- b その他所要の改正を行うこととした。

（ウ）施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、bについては、公布の日から施行することとした。

(2) 指定管理者の指定について

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定（とくしまゼロ作戦課）

施設の名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	住 所	法 人 名 等	
徳島県立西部防災館	徳島県三好郡東みよし町中庄276番地1	四国開発土木株式会社	自 平成30年4月1日 至 平成33年3月31日